

吸収分割に係る事前開示書類

(分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2026 年 1 月 20 日

分割会社：セレンディップ・ホールディングス株式会社

承継会社：セレンディップ・テクノロジーズ株式会社

2026年1月20日

吸収分割に係る事前開示書類

セレンディップ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長兼CEO 竹内 在
セレンディップ・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 森 博和

セレンディップ・ホールディングス株式会社（以下、「分割会社」という。）は、2026年1月20日開催の取締役会において、分割会社が営むコンサルティング事業を会社分割（以下、「本件吸収分割」という。）により分割会社の100%子会社であるセレンディップ・テクノロジーズ株式会社（2026年4月1日付で「アクストリア株式会社」に商号変更予定。以下、「承継会社」という。）に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本件吸収分割に関する分割会社にかかる会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づく開示事項、並びに承継会社であるセレンディップ・テクノロジーズ株式会社にかかる会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりであります。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項、第794条第1項）

別紙1のとおりであります。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ、第192条第1号）

本件吸収分割において、承継会社は分割会社の完全子会社であることから、株式その他の金銭等を交付しません。また、承継会社において、本件吸収分割に際し、資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号、第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 本件吸収分割に際して分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号、第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

- (1) 分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

- ①分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を東海財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.serendip-c.com/ir/news.php>

- ②承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

- (2) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ及び第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び第 192 条第 4 号ハ、並びに第 183 条第 4 号ハ及び第 192 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

6. 分割会社の債務および承継会社に承継させる債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、第 192 条第 7 号）

- (1) 分割会社の債務の履行の見込みについて 分割会社の 2025 年 3 月末日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、また、本件吸収分割の効力発生日以後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件吸収分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上の財務状況に鑑み、効力発生日以後における分割会社の債務の履行に見込みがあるものと判断いたしました。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて 本件吸収分割の効力発生日以後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の財務状況並びに収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑み、効力発生日以後における承継会社の債務の履行に見込みがあるものと判断いたしました。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします

以 上

吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

吸収分割契約書

セレンディップ・ホールディングス株式会社（以下、「分割会社」という。）とセレンディップ・テクノロジーズ株式会社（以下、「承継会社」という。）は、分割会社はその事業に関して有する権利義務を吸収分割（以下、「本分割」という。）によって承継会社に承継させるため、吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、承継会社に対し、本分割により、分割会社が営むコンサルティング事業（以下、「対象事業」という。）に関し、第3条第1項記載の権利義務を承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

本分割の当事会社の商号及び住所はそれぞれ次のとおりである。

（1）分割会社（吸収分割会社）

商号：セレンディップ・ホールディングス株式会社

住所：愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号

（2）承継会社（吸収分割承継会社）

商号：セレンディップ・テクノロジーズ株式会社（なお、第9条に定める効力発生日付で「アクストリア株式会社」に商号変更予定）

住所：愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号

第3条（承継する権利義務等）

- 承継会社が本分割により分割会社から承継する資産、負債その他の権利義務は別紙「承継権利義務明細書」のとおりとする。
- 第1項の債務の承継は、重畳的債務引受けの方法による。但し、分割会社及び承継会社間においては、承継会社が当該債務の負担を最終的に負うものとし、当該債務について分割会社が履行その他の負担をするときは、分割会社は、承継会社に対し、その負担の全額を求償することができる。

第4条（在籍出向及び将来の転籍に関する基本方針）

- 分割会社及び承継会社は、本分割の効力発生日以降、対象事業に主として従事する従業員については、分割会社に在籍したまま承継会社に出向させるものとする。当該出向期間は、原則として効力発生日から2年間とし、当該期間満了後においては、承継会社への転籍を予定する。但し、転籍は、各従業員本人の個別同意を前提とするものとし、分割会社及び承継会社は、転籍に関する条件について、当該期間満了までに誠実に協議

- し、合理的な条件を提示するものとする。
2. 前項に基づく協議の結果、やむを得ず転籍に関する同意が得られなかった従業員については、分割会社及び承継会社は、当該従業員の雇用の安定に最大限配慮し、分割会社における業務継続、配置転換その他合理的な措置について誠実に協議するものとする。

第5条（在籍出向期間中の指揮命令・評価・懲戒に関する事項）

在籍出向期間中における当該従業員の業務上の指揮命令は承継会社が行うものとする。但し、賃金の支払い、福務規律、懲戒その他雇用契約上の基本的な権利義務については、分割会社はその責任を負うものとする。なお、当該従業員の人事評価については、承継会社が評価案を作成し、分割会社が最終決定を行うものとする。

第6条（勤続年数・処遇に関する事項）

承継会社への転籍が行われた場合においては、当該従業員の分割会社における勤続年数は、承継会社において通算されるものとする。また、転籍に伴い、賃金その他の労働条件について、従前より不利益な変更を行わないことを原則とする。

第7条（本分割に際して交付する対価）

第3条第1項に定める権利義務の承継は、無対価とし、承継会社は、本分割に際し、分割会社に対して何ら対価を交付しない。

第8条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本分割により、承継会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第9条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、分割会社及び承継会社は、本分割の手続きの進行上の必要性その他の事由に応じ、協議の上、これを変更することができる。

第10条（株主総会決議の省略）

1. 分割会社は、会社法784条第2項の規定により、同法783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本分割を行う。
2. 承継会社は、会社法796条第1項の規定により、同法795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本分割を行う。

第11条（競業禁止義務）

分割会社は、効力発生日以降も、対象事業に関し競業禁止義務を負わない。

第 12 条（本契約の解除等）

本契約締結の日から効力発生日の前日までの間に限り、分割会社又は承継会社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、分割会社及び承継会社は、双方が合意するところにより、本契約の内容の変更、本契約の解除等の措置を行うことができる。

第 13 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条の規定に従い本契約が解除されたとき、又は、本分割の実行に必要な法令に基づき要求される関係官庁等の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

第 14 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上、これを決定する。

第 15 条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書 1 通を作成し、分割会社及び承継会社記名押印の上、分割会社が原本を、承継会社はその写しを保有するものとする。

2026 年 1 月 20 日

(分割会社) 愛知県名古屋市中区錦一丁目 5 番 11 号
セレンディップ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長兼 CEO 竹内 在 印

(承継会社) 愛知県名古屋市中区錦一丁目 5 番 11 号
セレンディップ・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 森 博和 印

承継権利義務明細書

承継会社が分割会社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日における対象事業に属する以下に定める資産、負債、契約その他の権利義務とする。

1. 資産

対象事業に関して分割会社が有する流動資産、固定資産その他一切の資産とする。
但し、(i)現預金を除く。

2. 負債

対象事業に関して分割会社が有する流動負債、固定負債その他一切の負債とする。
但し、(i)借入金を除く。

3. 労働契約関連以外の契約

対象事業に関して分割会社が締結している一切の契約における契約上の地位、及び当該契約に基づく権利義務とする。

但し、(i)上記1で除外される資産、及び(ii)上記2で除外される負債並びに(iii)下記4に定める労働契約及び出向契約を除く。

4. 労働契約及び出向契約

分割会社が対象事業に主として従事する従業員との間で締結している労働契約（採用内定契約を含む。）における契約上の地位、及び当該契約に基づく権利義務は承継会社に承継されない。

なお、これらの労働契約は、分割会社において引き続き履行されるものとする。

5. 許認可等

対象事業に関して分割会社が有する一切の許可、認可、承認、登録、届出等とする。

但し、(i)法令上承継会社において承継することができるものに限り、(ii)申請中のものを含む。

6. その他

上記各項の記載にかかわらず、本契約締結後に法令その他の規制上本分割による承継が不可能、又は著しく困難であることが判明した権利義務（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの、及び当該承継により分割会社又は承継会社において著しい出捐を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外する。

以上

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表

2025年3月31日 現在

単位：円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	368,000,531	【流動負債】	135,489,259
【固定資産】	28,461,590	【固定負債】	0
		負債合計	135,489,259
		純資産の部	
		【株主資本】	260,972,862
		純資産合計	260,972,862
資産合計	396,462,121	負債・純資産合計	396,462,121

損益計算書

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

単位：円

科目	金額
【売上高】	897,615,216
【売上原価】	709,026,854
	売上総利益
	188,588,362
【販売費及び一般管理費】	149,770,551
	営業利益
	38,817,811
【営業外収益】	1,686,114
【営業外費用】	157,020
	経常利益
	40,346,905
	税引前当期純利益
	40,346,905
	法人税、住民税及び事業税
	18,020,563
	法人税等調整額
	-2,323,726
	当期純利益
	24,650,068